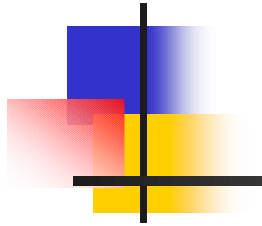


動物病院 Vs. 2ちゃんねる事件



東京地判平成14年6月26日

町村泰貴（亜細亜大学）



問題とされた書込(1)

- 16

- ではブラックリストの動物病院を教えてやるよ（関東編・PART・1）。

（中略）

X1動物病院？江東区？。

（中略）

過剰診療、誤診、詐欺、知ったかぶり、すごいよ。嘘だと思ふのなら行ってみればわかります。

実はまだまだある、えげつない病院。続きは気が向いたらカキコします。

何でこんなことがわかるかということ自分は大きな大学病院に勤めているから。

今まで我慢していたがあと数ヶ月で辞めるから暴露してもいいかなと思って・・・。飼主の苦情を聞いているとしまいには腹が立つよ。

みんな気をつけたほうがいいよ。



問題とされた書込(2)

- 18
 - 上から四番目の病院（評釈者注-- X1のこと）はうちが前かかっていたところかも。汚くて臭くて吐きそうだった、そのくせメチャ威張り狂った獣医が出てきてうちの母親は泣きながら帰ってきたことがある。うちの犬のこと重病みたいなことを言っていたが病院の注射をやめたらとたんに元気が出て治った。むかつく病院だったよ。
- 425
 - 江東区の病院でいい噂は聞かないね。江東区には手術マニアの獣医がいるらしいね。やんなくてもいいような無駄な手術ばかりやって沢山殺しているらしいよ。
- 427
 - X1動物病院でしょ？交番の裏にある細い道にある汚い病院だよ。俺、地元だけどすげー評判悪いよ、汚いし。日本で一番腕がいいって自分で言っているらしいよ。近所の病院はX2は精神異常だって言ってた。



問題とされた書込(3)

- 662

- 江東区（墨田区？）のX1動 病院、サイテ - です。うちの犬が食欲がないようだったので大袈裟かな？とは思ったんですが連れて行ったところ「風邪だ」と言われ注射を2本。翌日血便をしたので再び行くと「なんで、こんなになるまで放っといいたんだ！」とすごい剣幕で怒鳴られパルボだからと強制的に入院。次の日「朝起きたら死んでました」との電話。遺体を引き取りに行くといかにも私達が悪いかの口ぶりでさんざん怒られました。ホントに腹が立ちます。はやく潰れて！！



先例との関連(1)

■ ニフティ FSHISO 事件一審判決

- 少なくともシスオペにおいて、その運営・管理するフォーラムに、他人の名誉を毀損する発言が書き込まれていることを**具体的に知ったと認められる場合**には、当該シスオペには、その地位と権限に照らし、その者の名誉が不当に害されることがないように必要な措置をとるべき条理上の作為義務があったと解するべきである。

■ 動物病院事件

- 遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを**知り、又は、知り得た場合**には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っている



先例との関連(2)

■ ニフティFSHISO事件控訴審判決

- 会員による誹謗中傷等の問題発言については、フォーラムの円滑な運営及び管理というシスオペの契約上託された権限を行使する上で必要であり、標的とされた者がフォーラムにおいて自己を守るための有効な救済手段を有しておらず、会員等からの指摘等に基づき対策を講じても、なお奏功しない等一定の場合、シスオペは、フォーラムの運営及び管理上、運営契約に基づいて当該発言を削除する権限を有するにとどまらず、これを削除すべき条理上の義務を負うと解するのが相当である。
- 具体的には、フォーラムの運営方針と削除対象特定に要する期間との関係で、削除義務違反を認めず。



先例との関連(3)

■ 都立大学事件

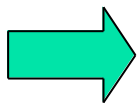
- 管理者が削除権限を有するのは、社会通念上許されない内容の情報が当該ネットワークから発信されると当該ネットワーク全体の信用を毀損するので、そのような信用の毀損を防止する必要があるから
- 条理上の削除義務も問題となる権利侵害・違法行為の性質によって程度が異なる
- ネットワークの管理者が名誉毀損文書が発信されていることを現実に発生した事実であると認識した場合においても、右発信を妨げるべき義務を被害者に対する関係においても負うのは、名誉毀損文書に該当すること、加害行為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度も甚大であることなどが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られる



本判決の問題点(1)

- **プロバイダの削除義務を導く根拠**
 - 削除権限
 - 削除手続の不明確さ
 - ログ保存をしないなど、匿名環境を作出
 - 被害者が発言者の責任追及を困難にしている
 - 他人の権利を侵害する発言が可能となり、現に多数の侵害情報が書き込まれている
 - 常時監視の困難性

実質的
な根拠



匿名による発言を可能にする場を提供して侵害情報が書き込まれる危険を作り出した以上、その危険から生じる他人の損害について、その損害を防止すべき義務があるとの趣旨
危険責任か？

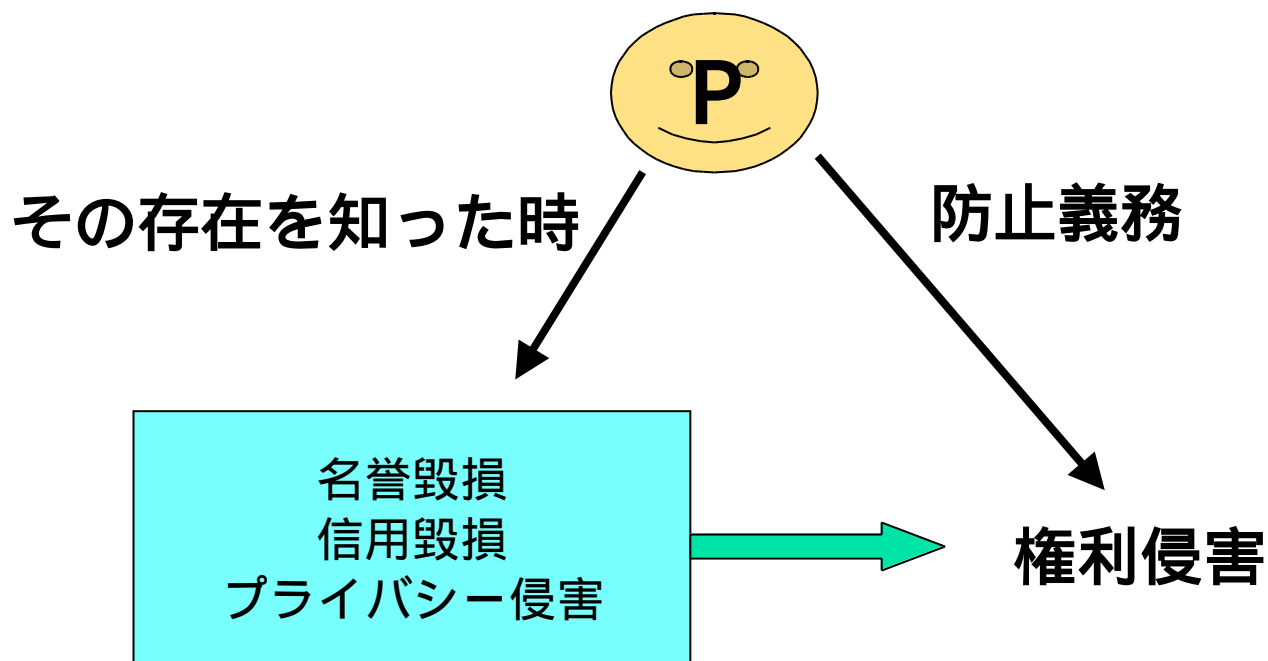


本判決の問題点(2)

プロバイダの削除義務違反と名誉毀損の関係

- 名誉毀損に対する真実性・相当性の立証責任は被害者側ではなくプロバイダ側に課されるとの指摘
 - プロバイダの削除義務違反は名誉毀損か？
 - 真実または真実と判断する相当の注意を尽くしたことの証明は、発言者以外の者に可能か？
 - 名誉毀損の成否は削除義務が発生する前提要件ではないか？
 - 名誉毀損等の権利侵害を「知り又は知り得べき」の解釈

本判決の問題点(2・続)



プロバイダは、名誉毀損等の不成立を主張立証することと別に、名誉毀損等の成否が不明であることをもって、権利侵害を知った（知り得た）とはいえないという主張が可能



本判決の問題点(3)

プロバイダに削除を命じる差止め命令と損害賠償責任との関係

- 損害賠償責任の要件

- 故意・過失（義務違反）
- 因果関係
- 損害

- 差止めの要件

- 被害者に対する人格権侵害
- 差止めによる被告の不利益と原告の利益との相関関係